

## 第3章. バリアフリー基本構想の目標と基本方針

### 1. バリアフリー基本構想の目標

豊川市総合計画ならびに豊川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画および豊川市障害者基本計画等を踏まえて、本基本構想の目標を次のように設定します。

＜ 豊川市バリアフリー基本構想の目標 ＞

**誰もが、安全・安心、快適で、豊かな心が育つ とよかわ**

本市では、第5次総合計画において、将来像である「光と緑に映え、ゆたかで、住みよい、夢のあるまち」の実現に向けて、まちづくりの目標として「健康で生き生きと暮らせるひが増えています」、「住み心地よいまちの空間が生み出されています」を掲げ、ゆとりある住環境の形成、都市機能の充実、バリアフリー等快適で魅力ある都市空間の創出とともに、高齢者や障害者等をはじめ、すべての人が暮らしやすく、利用しやすい、住み心地よいまちを目指すこととしています。

あらゆる人がバリアフリー化に取り組むことにより、高齢者や障害者等、そして子ども連れの親子等をはじめとしたあらゆる人が、安全・安心、快適なまちを享受することができます。そして、その取り組みを通じて、人々の多彩な交流が生まれ、豊かな心が育まれ、そして住み続けるまちとなるようバリアフリー化に取り組めます。

## 2. バリアフリー化の基本方針

### ① 多様な人々が安全・安心に活動できるまちづくりの推進

高齢者や障害者等をはじめ、妊産婦やけが人、乳幼児連れや大きな荷物を持った人等、あらゆる人が、安全かつ安心して活動できるよう、ユニバーサルデザインの考え方や身体の機能上の制約に応じて選択が可能なよう配慮します。

### ② 快適な歩行空間の形成による多様な交流の促進

本市の水や緑の自然、歴史的資源等の地域資源を活かした多様な交流の促進に向けて、市民だけでなく、来訪者にとっても安全・安心で快適な歩ける空間の形成をめざします。

### ③ 心のバリアフリーの推進

高齢者や障害者等が安心して日常生活や社会生活ができるようにするためには、施設整備（ハード面）だけではなく、高齢者や障害者等の困難を自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力する心のバリアフリーが重要です。

### ④ 多様な関係者の参画・連携による取り組みの推進

各事業者や国・県・市の連携を図り、一体的かつ重点的なバリアフリー化を推進します。また、効果的な整備を進めるため、市民、事業者、国・県・市の役割を明確にするとともに、計画・設計段階での高齢者や障害者等との意見交換の実施等、市民参加を基本としたバリアフリー化の仕組みづくりに取り組みます。

### ⑤ 継続的・効果的な事業実施

緊急性や重要度を勘案したうえで優先的に実施する事業を明確にし、重点的かつ効果的な整備を行います。また、計画・設計、事業の実施、評価、改善、他の事業への反映といったプロセスにより、持続的かつ効果的なバリアフリー化に取り組みます。